

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

平成十九年三月二十七日
参議院総務委員会

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、協会の経営は受信料により成り立っており、国民・視聴者の信頼の喪失は公共放送の根幹をも揺るがしかねないことを職員一人ひとりが再認識し、公金意識・コンプライアンスの徹底に努め、高い倫理観のもと、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。
- 二、協会における契約収納取組の強化にもかかわらず、依然として、受信料の不払い・未契約の割合が全体の約三割に達している現状にかんがみ、協会は、受信料の公平負担の確保に向けた検討を行い、国民・視聴者の理解が得られるよう受信料額の内り方等を含めた具体的な対策に全力で取り組むこと。
- 三、受信契約・受信料収納に係る経費の受信料収入に対する比率が、いまだに高い水準にあることから、契約収納業務の抜本的な見直しにより、早急に効率化を進めること。
- 四、経営委員会は、執行部から独立した協会の最高意思決定機関として、その役割を十分発揮し、機能強化を図るため、自ら組織改革を進めること。
- 五、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
- 六、協会は、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。

右決議する。